# 令和5年度版 (2023年度)



# 市税概要

(固定資産概要調書含)



©K.Okawara · Jet Inoue

稲城市

# 令和5年度版 市 税 概 要 (固定資産概要調書含)

#### 次 • 凡 目 例

1.	中の概要	
(1	) 市の沿革	. 4
(2	:) 市の位置	. 4
(3	) 人口の推移	. 4
2.	行政機構	
(1	) 行政組織機構図	. 5
(2	.) 税務機構及び事務分掌	. 6
3.	財政	
(1	) 令和4年度一般会計歳入決算	7
(2	) 令和5年度一般会計当初予算〔歳入〕	
(3	) 令和4年度一般会計歳出決算	. 0
(4	.) 令和5年度一般会計当初予算〔歳出〕	. 0
4.	市税総括	
(1	) 令和5年度市税一覧	10
(2	: ) 市税税率の変遷	12
(3	) 税の負担状況	13
(4	.)	14
(5	う) 市民税決算の推移	15
(6	) 税関係証明書交付(閲覧)等申請件数	16
5.	市民税	
(1	) 個人市民税納税義務者数調	17
(2		17
(3	) 法人市民税均等割納税義務者数調	17
(4	.) 法人市民税年度別調定額調	17
(5	) 課税標準段階別令和5年度分所得割額等に関する調	18
	a 給与所得者	18
	b 営業等所得者	19
	c 農業所得者	20
	d その他所得者	21
	e 短期及び長期並びに株式等に係る譲渡所得等について分離課税をした者に係る分	22
	f 合計	23
6.	固定資産税	
(1	) 土地、家屋及び償却資産年度別調定額調	24
(2	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	24
7.	特別土地保有税	
(1	) 年度別調定額調	24
8.	都市計画税	
	土地、家屋年度別調定額調     一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	24
9.	軽自動車税	
(1	7 1 2004 4 10 4 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	25
0.	市たばこ税	
(1	7 1 2004 4 10 4 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	26
	入湯税	
	) 年度別調定額調	26
	収納	
(1		27
(2	: ) 市税収入状況の推移	29

1

1

1

#### 13. 固定資產概要調書

※ 概要調書の調査票のうち「対象項目の数値が全てゼロの頁」は一部割愛しています。

#### 令和5年度十地に関する概要調書報告書

- 第 1表 納税義務者数に関する調
  - 2 " 総括表
  - 3 // 納税義務者区分による土地に関する調
  - 4 // 宅地に関する調
  - 5 " 宅地等の負担調整に関する調
  - 6 " 宅地等の負担調整に関する調
  - 7 " 宅地等の負担調整に関する調
  - 8 // 宅地等の負担調整に関する調
  - 10 " 宅地等の負担調整に関する調
  - 49 # 農地の負担調整に関する調
  - 50 // 農地の負担調整に関する調
  - 17 # 課税標準の特例等に関する調
  - 18 // 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調
  - 19 # 負担調整措置等による軽減額に関する調
  - 20 " 段階別納税義務者数及び課税標準額等に関する調
  - 13 " 特定市街化区域農地の負担調整に関する調
  - 14 "特定市街化区域農地の負担調整に関する調
  - 15 "特定市街化区域農地の負担調整に関する調
  - 16 " 特定市街化区域農地の負担調整に関する調

#### 令和5年度家屋に関する概要調書

#### 第21表 納税義務者数に関する調

- 22 " 総括表
- 23 ″ 所有者区分による家屋に関する調
- 24 // 木造家屋に関する調

[木造以外の家屋に関する調(第25表~第30表)]

- 25 "事務所、店舗、百貨店
- 26 # 住宅、アパート
- 27 // 病院、ホテル
- 28 " 工場、倉庫、市場
- 29 // その他
- 30 // 合計

#### 〔新増分家屋に関する調(第31表~第32表)〕

- 31 // 木造家屋
- 32 // 木造以外の家屋

〔減少分家屋に関する調(第33表~第34表)〕

- 33 // 木造家屋
- 34 " 木造以外の家屋
- 35 # 課税標準額等に関する調
- 36 # 課税標準額等に関する調
- 37 # 軽減税額等に関する調
- 38 # 建築年次区分による家屋に関する調
- 39 家屋の変動に関する調
- 40 " 法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分に関する調
- 42 ″ 法附則第15条の7第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分に関する調
- 43 ″ 新築住宅に関する調

#### 令和5年度都市計画税に関する調

- 第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調
  - 52 // 納税義務者数に関する調
  - 53 " 地積及び床面積等に関する調
  - 54 " 決定価格及び課税標準額に関する調
  - 55 " 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調
  - 56 # 課税標準の特例等に関する調
  - 57 # 課税標準の特例等に関する調
  - 58 # 課税標準の特例等に関する調

  - 60 / 宅地等の負担調整に関する調
  - 61 / 宅地等の負担調整に関する調
  - 62 # 農地の負担調整に関する調

#### 令和5年度償却資産に関する概要調書

- 第69表 納税義務者数に関する調
  - 70 // 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)
  - 71 # 償却資産の価格等に関する調 (個人分)
  - 72 # 償却資産の価格等に関する調 (法人分)
  - 73 n 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに 関する調(1)(法第349条の3関係)
  - 74 " 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに 関する調(2) (法第349条の3関係)
  - 75 n 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに 関する調(3)(法附則第15条関係)
  - 76 n 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに 関する調(4)(法附則第15条関係)

  - 78 n 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに 関する調(6)(法附則第56条、法附則第56条の2)
  - 79 // 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)
  - 80 』 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (個人分)
  - 81 // 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (法人分)

#### 凡例

・各表内において構成比、前年度比、収納率等の数字の単位未満は、 四捨五入することを原則としている。

(ただし、課税状況調・固定資産概要調書等の出典先が記載された資料については、当該調査の記載要領等による。) したがって合計と内訳が一致しない場合がある。

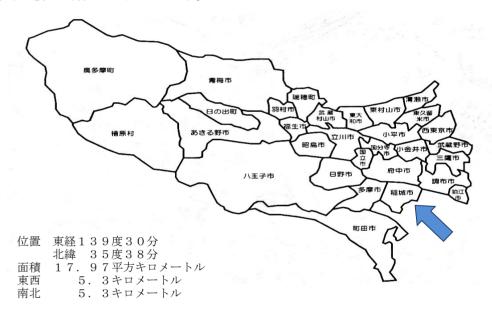
### 1. 市の概要

#### (1) 市の沿革

慶応3年大政奉還によって品川県に属し、明治元年には神奈川県に編入、同12年に神奈川県南多摩郡矢野口村、東長沼村、大丸村、百村、坂浜村、平尾村の6か村戸長役場を置き、同22年町村制施行により、この6か村が合併して神奈川県稲城村が誕生。明治26年4月東京府に移管。昭和24年9月北多摩郡多磨村の南押立と常久の一部を境界変更により合併し、現在の行政面積となりました。昭和32年4月1日(人口10,125人)町制施行、昭和46年11月1日(人口36,800人)市制施行。昭和63年多摩ニュータウン地区の入居開始。

#### (2) 市の位置

東京都心から西南約25kmの多摩川右岸に位置し、西は多摩市、北は多摩川をへだてて 府中市、調布市、南と東は神奈川県川崎市に接しています。また、土地は南西から北東にゆ るやかに傾斜した標高45mのほぼ平坦な地域と、標高85メートルのゆるやかな丘陵地 (多摩丘陵の一部)からなっています。



#### (3) 人口の推移

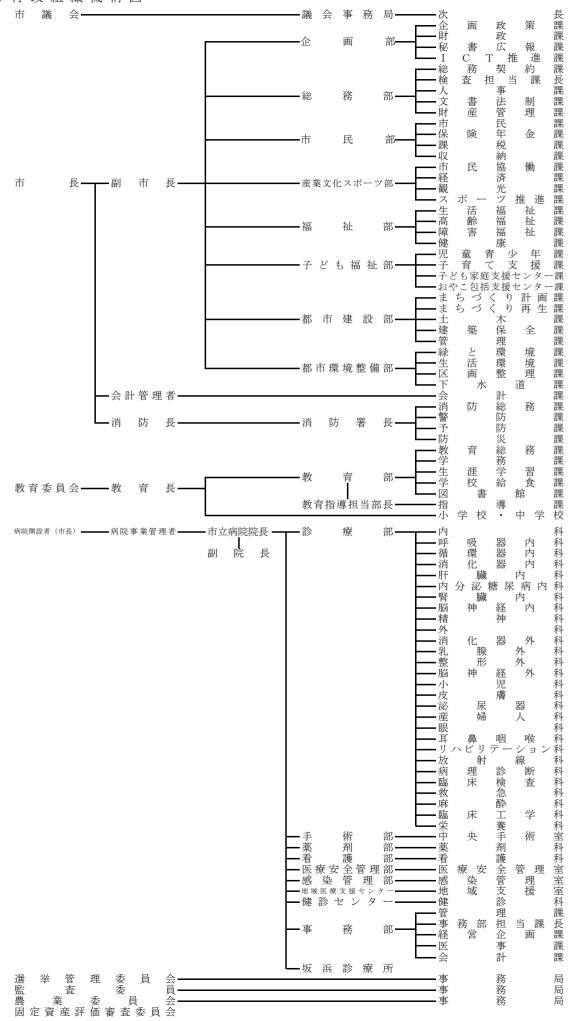
(単位:世帯・人)

区分	世帯数		人口	一世帯 当たり	
年月日	世冊剱	男	女	計	ョたり 人 ロ
令和3年1月1日	41, 230	46, 364	45, 898	92, 262	2. 24
令和4年1月1日	41, 932	46, 672	46, 335	93, 007	2. 22
令和5年1月1日	42, 397	46, 760	46, 661	93, 421	2. 20

※一世帯当たり人口は、少数点第3位を四捨五入

#### 2. 行政機構 (令和5年4月1日現在)

(1) 行政組織機構図



#### (2) 税務機構及び事務分掌

中	− †	幾	構	事 務 分 掌
市民税係 (10人) 3. 市たばこ税に関すること。 4. 原動機付自転車の標識の交付及び廃止に関すること。 5. その他他の係に属さない諸税に関すること。 6. 課内の庶務に関すること。 1. 土地に係る固定資産税及び都市計画税の融課、調定及び減免に関すること。 2. 土地に係る固定資産税及び都市計画税の融課、調定及び減免に関すること。 3. 土地の評価に関すること。 4. 土地自帳及び名寄帳に関すること。 6. 特別土地保有税に関すること。 6. 特別土地保有税に関すること。 1. 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の融課、調定及び減免に関すること。 2. 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の融課、調定及び減免に関すること。 2. 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の謝課、調定及び減免に関すること。 5. 債却資産に関すること。 5. 債却資産の評価に関すること。 6. 債却資産の評価に関すること。 6. 債却資産の評価に関すること。 7. 債却資産課税・金額を対しており、 1. 過誤納金の還付及び充当に関すること。 1. 過誤納金の還付及び充当に関すること。 1. 過誤納金の還付及び充当に関すること。 2. 市税及び国民健康保険税の謝税証明その他徴収の証明に関すること。 3. 課内の庶務に関すること。 1. 市税及び国民健康保険税の徴収をび滞納処分に関すること。 6. 過年度における税外債権の機収の嘱託及び受託に関すること。 5. 延滞金の減免及び納期の延長等に関すること。 6. 過年度における税外債権の機収の職託及び受託に関すること。 6. 過年度における税外債権の機収額予及び機価の猶予に関すること。 7. 過年度における税外債権の機収額予及び機価の猶予に関すること。 7. 過年度における税外債権の機収額予及び機価の猶予に関すること。 8. 過年度における税外債権の滞納処分の執行停止及び不納欠根処分に関すること。 8. 過年度における税外債権の滞納処分の執行停止及び不納欠根処分に関すること。 8. 過年度における税外債権の滞納処分の執行停止及び不納欠根処分に関すること。 8. 過年度における税外債権の滞納処分の執行停止及び不納欠根処分に関すること。 8. 過年度における税外債権の滞納処分の執行停止及び不納欠根処分に関すること。 8. 過年度における税が関すること。 6. 過年度に対して限定は関すること。 6. 過年度に対して限定は関すること。 6. 過年度に対して限定は関すること。 6. 過年度に対して限定は関すること。 6. 過年度に対して限定は関すること。 6. 過年度に対して限定は関するに関するに関する 2. 2. 市税及び下税を収益を収益を収益を収益を収益を収益を収益を収益を収益を収益を収益を収益を収益を				1. 市民税及び軽自動車税の賦課、調定並びに減免に関すること。
(10人)  4. 原動機付自転車の標識の交付及び廃止に関すること。 5. その他他の條に属さない諸税に関すること。 6. 課内の庇務に関すること。 1. 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課、調定及び減免に関すること。 2. 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課、調定及び減免に関すること。 3. 土地の課題がで、整備及び保管に関すること。 6. 特別土地保有税に関すること。 6. 特別土地保有税に関すること。 1. 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課、調定及び減免に関すること。 2. 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の試証明に関すること。 3. 家屋の評価に関すること。 4. 家屋が最後の必都市計画税の試証明に関すること。 5. 償却資産課税の販課、調定及び減免に関すること。 6. 債却資産課税合帳及び名寄帳に関すること。 7. 償却資産課税合帳及び名寄帳に関すること。 8. 国有提供施設等所在市町村助成交付金等に関すること。 1. 過額供金の運付及び充当に関すること。 2. 市税及び国民健康保険税の納税証明その他徴収の証明に関すること。 1. 市税及び国民健康保険税の額収証の部分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。 4. 市税及び国民健康保険税の徴収をび滞納処分に関すること。 6. 過年度における税外債権後期高齢者を廃棄し、以下同じ。)の徴収及び滞入受い機に関すること。 7. 過年度における税外債権の徴収の場託及び受託に関すること。 8. 過年度における税外債権の徴収の場託及び受託に関すること。 7. 過年度における税外債権の徴収の場所をの執行停止及び不納欠損処分に関すること。 8. 過年度における税外債権の徴収をの執行停止及び不納欠損処分に関すること。 7. 過年度における税外債権の徴収額予及び換価の額予に関すること。 8. 過年度における税外債権の徴収額予及び換価の額子に関すること。 8. 過年度における税外債権の徴収額予及び換価の額子に関すること。 8. 過年度における税外債権の徴収額予及び換価の額子に関すること。 8. 過年度における税外債権の徴収額予及び換価の額子に関すること。 8. 過年度における税外債権ので額利処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。 8. 過年度における税外債権ので額利処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。 8. 過年度における税外債権ので額利処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。				2. 市民税の諸証明に関すること。
中 氏 部				3. 市たばこ税に関すること。
# 2				4. 原動機付自転車の標識の交付及び廃止に関すること。
# 注地係 (5人) 1. 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課、測定及び減免に関すること。 2. 土地に係る固定資産税及び都市計画税の試理用に関すること。 3. 土地の評価に関すること。 4. 土地台帳及び名等帳に関すること。 5. 公園の閲覧並びに整備及び保管に関すること。 6. 特別土地保有税に関すること。 1. 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の試課、測定及び減免に関すること。 2. 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の試課、測定及び減免に関すること。 3. 家屋の評価に関すること。 4. 家屋の課価に関すること。 5. 償却資産に係る固定資産税の試課、測定及び減免に関すること。 6. 償却資産の評価に関すること。 7. 償却資産運税台帳及び名等帳に関すること。 8. 国有提供施設等所任市町村助成交付金等に関すること。 1. 過誤納金の運付及び充当に関すること。 2. 市稅及び国民健康保険税の締稅証明その他徴収の証明に関すること。 3. 課内の庶務に関すること。 2. 市稅及び国民健康保険税の機収及び滞納処分の試明に関すること。 2. 市稅及び国民健康保険税の機収及び滞納処分に関すること。 3. 課内の庶務に関すること。 6. 過年度に設ける税外債権(後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、学クラブ育成料及び下水道事業受益者負担金に限る。以下同じ。)の徴収及び潜分分の徴収及び潜分の数行停止及び不納欠損処分に関すること。 7. 過年度における税外債権の徴収額予及び集価の額予に関すること。 8. 過年度における税外債権の徴収額予及び集価の額予に関すること。 7. 過年度における税外債権の徴収額予及び集価の額予に関すること。 8. 過年度における税外債権の徴収額予及び集価の額予に関すること。 8. 過年度における税外債権の徴収額予及び集価の額予に関すること。 8. 過年度における税外債権の徴収額予及び集価の額予に関すること。 8. 過年度における税外債権の懲収額予及び集価の額予に関すること。 8. 過年度における税外債権の懲収額予及び集価の額予に関すること。 8. 過年度における税外債権の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関する。 2. 過年度における税外債権の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関する。 2. 過年度における税外債権の商納処分の執行停止及び不納欠損処分に関する。 3. 過年度における税外債権の懲収額予及び集価の額予に関すること。 8. 過年度における税外債権の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関する。 3. 過年度における税外債権の商物処分の執行停止及び不納欠損処分に関する。 3. 過年度における税外債権の商物処分の執行停止及び不納欠損の方の執行を止及び不納欠損の方の執行を止及び不納欠損の適分の執行を止及び不納欠損のの適分の執行停止及び不納欠損の方の対し、3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3				5. その他他の係に属さない諸税に関すること。
世				6. 課内の庶務に関すること。
大地係				1. 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課、調定及び減免に関すること。
世世保 (5人) 4. 土地台帳及び名寄帳に関すること。		課		2. 土地に係る固定資産税及び都市計画税の諸証明に関すること。
1		税		3. 土地の評価に関すること。
市民   1   1   1   1   1   1   1   1   1		課	(5人)	4. 土地台帳及び名寄帳に関すること。
日本の				5. 公図の閲覧並びに整備及び保管に関すること。
1. 家屋に保る固定資産税及び都市計画税の賦課、調定及び減免に関すること。   2. 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の諸証明に関すること。   3. 家屋の評価に関すること。   4. 家屋台帳及び名寄帳に関すること。   5. 償却資産に係る固定資産税の賦課、調定及び減免に関すること。   6. 償却資産課税台帳及び名寄帳に関すること。   7. 償却資産課税台帳及び名寄帳に関すること。   8. 国有提供施設等所在市町村助成交付金等に関すること。   1. 過誤納金の還付及び充当に関すること。   2. 市税及び国民健康保険税の納税証明その他徴収の証明に関すること。   3. 課内の庶務に関すること。   1. 市税及び国民健康保険税の徴収及び滞納処分に関すること。   2. 市税及び国民健康保険税の徴収及び滞納処分に関すること。   3. 市税及び国民健康保険税の徴収の概託及び受託に関すること。   4. 市税及び国民健康保険税の徴収の嘱託及び受託に関すること。   5. 延滞金の減免及び納期の延長等に関すること。   6. 過年度における税外債権(後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、学クラブ育成料及び下水道事業受益者負担金に限る。以下同じ。)の徴収及び滞処分に関すること。   7. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。   8. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。   8. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。   8. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。		長		6. 特別土地保有税に関すること。
市民   京屋係 (5人)   3. 家屋の評価に関すること。		$\frac{1}{\cdot}$		1. 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課、調定及び減免に関すること。
京屋保 (5人)   4. 家屋台帳及び名寄帳に関すること。				2. 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の諸証明に関すること。
部 (部長 (5人) 5. 償却資産に係る固定資産税の賦課、調定及び減免に関すること。 6. 償却資産課税台帳及び名寄帳に関すること。 7. 償却資産課税台帳及び名寄帳に関すること。 8. 国有提供施設等所在市町村助成交付金等に関すること。 1. 過誤納金の還付及び充当に関すること。 2. 市税及び国民健康保険税の納税証明その他徴収の証明に関すること。 3. 課内の庶務に関すること。 1. 市税及び国民健康保険税の徴収及び滞納処分に関すること。 2. 市税及び国民健康保険税の徴収及び滞納処分に関すること。 3. 市税及び国民健康保険税の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。 4. 市税及び国民健康保険税の徴収の嘱託及び受託に関すること。 4. 市税及び国民健康保険税の徴収の嘱託及び受託に関すること。 5. 延滞金の減免及び納期の延長等に関すること。 6. 過年度における税外債権(後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、学クラブ育成料及び下水道事業受益者負担金に限る。以下同じ。)の徴収及び滞処分に関すること。 7. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。 8. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。 8. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。 8. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。 8. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。 8. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。 8. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。				3. 家屋の評価に関すること。
(部長 1)	民			4. 家屋台帳及び名寄帳に関すること。
<ul> <li>部長1</li> <li>7. 償却資産課税台帳及び名寄帳に関すること。</li> <li>8. 国有提供施設等所在市町村助成交付金等に関すること。</li> <li>1. 過誤納金の還付及び充当に関すること。</li> <li>2. 市税及び国民健康保険税の納税証明その他徴収の証明に関すること。</li> <li>3. 課内の庶務に関すること。</li> <li>1. 市税及び国民健康保険税の徴収及び滞納処分に関すること。</li> <li>2. 市税及び国民健康保険税の徴収が満予及び換価の猶予に関すること。</li> <li>3. 市税及び国民健康保険税の徴収が満予及び換価の猶予に関すること。</li> <li>4. 市税及び国民健康保険税の徴収の嘱託及び受託に関すること。</li> <li>5. 延滞金の減免及び納期の延長等に関すること。</li> <li>6. 過年度における税外債権(後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、学クラブ育成料及び下水道事業受益者負担金に限る。以下同じ。)の徴収及び滞処分に関すること。</li> <li>7. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。</li> <li>8. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。</li> <li>8. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。</li> </ul>	部		(5人)	5. 償却資産に係る固定資産税の賦課、調定及び減免に関すること。
長 1	並			6. 償却資産の評価に関すること。
(現	長			7. 償却資産課税台帳及び名寄帳に関すること。
税管理係 (4人) 2. 市税及び国民健康保険税の納税証明その他徴収の証明に関すること。 3. 課内の庶務に関すること。 1. 市税及び国民健康保険税の徴収及び滞納処分に関すること。 2. 市税及び国民健康保険税の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。 3. 市税及び国民健康保険税の徴収の調託及び受託に関すること。 4. 市税及び国民健康保険税の徴収の嘱託及び受託に関すること。 5. 延滞金の減免及び納期の延長等に関すること。 6. 過年度における税外債権(後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、学クラブ育成料及び下水道事業受益者負担金に限る。以下同じ。)の徴収及び滞処分に関すること。 7. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。 8. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。 8. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。	<u></u>			8. 国有提供施設等所在市町村助成交付金等に関すること。
(4人)  2. 市税及び国民健康保険税の徴収及び滞納処分に関すること。  1. 市税及び国民健康保険税の徴収及び滞納処分に関すること。  2. 市税及び国民健康保険税の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。  3. 市税及び国民健康保険税の徴収の執行停止及び不納欠損処分に関すること。  4. 市税及び国民健康保険税の徴収の嘱託及び受託に関すること。  5. 延滞金の減免及び納期の延長等に関すること。  6. 過年度における税外債権(後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、学クラブ育成料及び下水道事業受益者負担金に限る。以下同じ。)の徴収及び滞処分に関すること。  7. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。  8. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。  8. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。				1. 過誤納金の還付及び充当に関すること。
収納 課				2. 市税及び国民健康保険税の納税証明その他徴収の証明に関すること。
収納				3. 課内の庶務に関すること。
2. 市税及び国民健康保険税の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。   3. 市税及び国民健康保険税の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。   4. 市税及び国民健康保険税の徴収の嘱託及び受託に関すること。   5. 延滞金の減免及び納期の延長等に関すること。   6. 過年度における税外債権(後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、学クラブ育成料及び下水道事業受益者負担金に限る。以下同じ。)の徴収及び滞処分に関すること。   7. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。   8. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。   8. 過年度における税外債権の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。   8. 過年度における税外債権の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。   1		ıl		1. 市税及び国民健康保険税の徴収及び滞納処分に関すること。
課				2. 市税及び国民健康保険税の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。
(9人)  4. 市税及び国民健康保険税の徴収の嘱託及び受託に関すること。  5. 延滞金の減免及び納期の延長等に関すること。  6. 過年度における税外債権(後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、学クラブ育成料及び下水道事業受益者負担金に限る。以下同じ。)の徴収及び滞処分に関すること。  7. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。  8. 過年度における税外債権の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。 と。				
課長 (9人) 5. 延滞金の減免及び納期の延長等に関すること。 6. 過年度における税外債権(後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、学クラブ育成料及び下水道事業受益者負担金に限る。以下同じ。)の徴収及び滞処分に関すること。 7. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。 8. 過年度における税外債権の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。 と。				4. 市税及び国民健康保険税の徴収の嘱託及び受託に関すること。
1		課		5. 延滞金の減免及び納期の延長等に関すること。
8. 過年度における税外債権の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。			(9人)	6. 過年度における税外債権(後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、学童 クラブ育成料及び下水道事業受益者負担金に限る。以下同じ。)の徴収及び滞納 処分に関すること。
٤.				7. 過年度における税外債権の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。
9 過年度における穏外債権の延滞全の減角及び納期の延長等に関すること				- 1 C   SC   1   1   2   DE   DC   E   1   DC   1   DC   1   DC   DC   DC
				9. 過年度における税外債権の延滞金の減免及び納期の延長等に関すること。

# 3. 財 政

### (1)令和4年度一般会計歳入決算

	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	令和3年	<b>年度</b>	令和4年	手位· 「
	区分	決算額	構成比	決算額	構成比
1.	市税	15, 962, 657, 105	40.7	16, 440, 148, 705	42.0
	市民税	7, 828, 187, 798	19.9	8, 018, 569, 312	20. 5
	固定資産税	6, 293, 923, 656	16.0	6, 515, 680, 870	16.6
	軽自動車税	81, 571, 000	0.2	86, 414, 700	0.2
	市たばこ税	462, 957, 233	1. 2	472, 596, 907	1.2
	特別土地保有税	0	0.0	0	0.0
	入湯税	0	0.0	0	0.0
	都市計画税	1, 296, 017, 418	3.3	1, 346, 886, 916	3. 4
2.	地方譲与税	151, 279, 000	0.4	166, 438, 000	0.4
3.	利子割交付金	20, 337, 000	0.1	26, 727, 000	0. 1
4.	配当割交付金	146, 014, 000	0.4	142, 263, 000	0.4
5.	株式譲渡所得割交付金	178, 424, 000	0.5	109, 272, 000	0.3
6.	法人事業税交付金	113, 108, 000	0.3	197, 169, 000	0.5
7.	地方消費税交付金	1, 981, 827, 000	5.0	2, 132, 168, 000	5. 4
8.	ゴルフ場利用税交付金	76, 056, 507	0.2	78, 574, 059	0.2
9.	環境性能割交付金	33, 777, 926	0.1	42, 951, 905	0.1
10.	国有提供施設等所在市 村助成交付金等	233, 726, 000	0.6	247, 976, 000	0.6
11.	地方特例交付金	156, 535, 000	0.4	124, 852, 000	0.3
12.	地方交付税	1, 485, 507, 000	3.8	1, 084, 224, 000	2.8
13.	交通安全対策特別交付金	10, 025, 000	0.0	10, 125, 000	0.0
14.	分担金及び負担金	260, 310, 723	0.7	262, 302, 655	0.7
15.	使用料及び手数料	650, 858, 079	1.7	685, 852, 021	1.8
16.	国庫支出金	9, 141, 075, 722	23.3	8, 007, 310, 970	20.4
17.	都支出金	6, 140, 166, 742	15.6	6, 013, 834, 958	15. 3
18.	財産収入	112, 440, 701	0.3	200, 992, 726	0.5
19.	寄附金	10, 134, 879	0.0	45, 543, 079	0. 1
20.	繰入金	132, 554, 571	0.3	6, 219, 187	0.0
21.	繰越金	1, 481, 524, 632	3.8	2, 209, 887, 095	5.6
22.	諸収入	736, 868, 506	1.9	874, 784, 339	2. 2
23.	市債	37, 600, 000	0.1	72, 600, 000	0.2
	合 計	39, 252, 808, 093	100.0	39, 182, 215, 699	100.0

(単位:円・%)

(単位:円・%)

E //	令和4年	变	令和5年度			
区 分	予算額	構成比	予算額	構成比		
1. 市税	16, 087, 644, 000	44. 6	16, 671, 924, 000	42.5		
市民税	7, 765, 557, 000	21. 5	8, 159, 702, 000	20.8		
固定資産税	6, 469, 016, 000	17. 9	6, 593, 635, 000	16.8		
軽自動車税	86, 528, 000	0.2	87, 813, 000	0. 2		
市たばこ税	415, 501, 000	1. 2	457, 697, 000	1. 2		
特別土地保有税	0	0.0	0	0.0		
入湯税	0	0.0	0	0.0		
都市計画税	1, 351, 042, 000	3. 7	1, 373, 077, 000	3. 5		
2. 地方譲与税	157, 377, 000	0.4	159, 362, 000	0.4		
3. 利子割交付金	18, 591, 000	0. 1	26, 756, 000	0.1		
4. 配当割交付金	127, 100, 000	0.4	138, 191, 000	0.4		
5. 株式等譲渡所得割交付金	144, 750, 000	0.4	133, 752, 000	0.3		
6. 法人事業税交付	162, 885, 000	0. 5	257, 104, 000	0.7		
7. 地方消費税交付金	1, 870, 303, 000	5. 2	2, 189, 973, 000	5. 6		
8. ゴルフ場利用税交付金	74, 508, 000	0.2	77, 488, 000	0.2		
9. 環境性能割交付金	38, 713, 000	0. 1	46, 685, 000	0.1		
10. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金等	233, 726, 000	0.6	247, 976, 000	0.6		
11. 地方特例交付金	113, 092, 000	0.3	122, 785, 000	0.3		
12. 地方交付税	874, 772, 000	2. 4	472, 491, 000	1.2		
13. 交通安全対策特別交付金	10, 067, 000	0.0	9, 625, 000	0.0		
14. 分担金及び負担金	329, 649, 000	0.9	334, 018, 000	0.9		
15. 使用料及び手数料	705, 658, 000	2.0	741, 275, 000	1.9		
16. 国庫支出金	6, 358, 605, 000	17. 6	5, 915, 875, 000	15. 1		
17. 都支出金	5, 926, 326, 000	16. 4	6, 654, 566, 000	17.0		
18. 財産収入	177, 290, 000	0.5	306, 186, 000	0.8		
19. 寄付金	8, 180, 000	0.0	18, 895, 000	0.0		
20. 繰入金	829, 893, 000	2. 3	1, 497, 764, 000	3.8		
21. 繰越金	300, 000, 000	0.8	300, 000, 000	0.8		
22. 諸収入	1, 040, 536, 000	2. 9	1, 380, 707, 000	3. 5		
23. 市 債	477, 335, 000	1. 3	1, 491, 602, 000	3.8		
合 計	36, 067, 000, 000	100.0	39, 195, 000, 000	100.0		

#### (3) 令和4年度一般会計歳出決算

(単位:円・%)

7	分	令和	3年度	令和4年度			
区	J J	決算額	構成比	決算額	構成比		
1.	議会費	310, 905, 846	0.8	294, 515, 833	0.8		
2.	総務費	3, 544, 526, 004	9. 6	4, 066, 855, 604	11. 1		
3.	民 生 費	17, 657, 695, 176	47. 7	17, 029, 629, 319	46. 3		
4.	衛生費	3, 706, 656, 425	10.0	3, 958, 079, 816	10.8		
5.	労 働 費	25, 756, 925	0. 1	25, 972, 564	0. 1		
6.	農林費	60, 481, 722	0.2	87, 427, 288	0.2		
7.	商工費	511, 568, 266	1.4	503, 304, 873	1.4		
8.	土木費	3, 235, 338, 955	8.7	3, 110, 880, 697	8. 5		
9.	消防費	1, 173, 990, 638	3. 2	1, 080, 787, 700	2.9		
10.	教 育 費	4, 755, 274, 186	12.8	4, 594, 358, 252	12.5		
11.	公 債 費	2, 060, 726, 855	5. 6	2, 013, 040, 566	5. 5		
合	計	37, 042, 920, 998	100.0	36, 764, 852, 512	100.0		

## (4) 令和5年度一般会計当初予算〔歳出〕

(単位:円・%)

区		分	令和 4	4年度	令和5年度		
	•	Œ	予算額	構成比	予算額	構成比	
1.	議	会 費	282, 829, 000	0.8	302, 902, 000	0.8	
2.	総	務費	3, 401, 385, 000	9. 4	3, 763, 412, 000	9.6	
3.	民	生 費	17, 002, 726, 000	47. 1	17, 777, 397, 000	45. 4	
4.	衛	生 費	3, 366, 812, 000	9.3	3, 775, 583, 000	9. 6	
5.	労	働費	26, 517, 000	0. 1	26, 580, 000	0. 1	
6.	農	林 費	77, 592, 000	0.2	100, 915, 000	0.3	
7.	商	工費	394, 045, 000	1. 1	293, 261, 000	0.7	
8.	土	木費	3, 686, 220, 000	10.2	4, 606, 113, 000	11.8	
9.	消	防費	1, 121, 356, 000	3. 1	1, 285, 435, 000	3. 3	
10.	教	育 費	4, 643, 934, 000	12.9	5, 179, 993, 000	13. 2	
11.	公	債 費	2, 013, 584, 000	5. 6	2, 033, 409, 000	5. 2	
12.	予 /	備費	50, 000, 000	0. 1	50, 000, 000	0.1	
台	7	計	36, 067, 000, 000	100.0	39, 195, 000, 000	100.0	

#### 10

# 4. 市税総括

#### (1) 令和5年度市税一覧

税目公分	納税義務者		課税標準及び	 ·税率		申告期限 ※土日祝に当たる場合は翌 営業日	賦課期日	徴収方法	納期
	(個人) ・市内に住所を有する個	(個人)				(個人)	(個人)	(個人)	(個人)
	・ 市内に住所を有する個人・ 市内に事務所、事業所 又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有し ない者	均等割	3,500円			特別徴収義務者	1月 1日	普通徴収	普通徴収
		所得割				からの給与支払			第1期 6月 1日~ 6月30日
		前年の所得につ	いて算出した総所得金額、	退職所得金額	i(分離課税分を	報告書			第2期 8月 1日~ 8月31日
	3 1	除く)及び山林所	得金額から控除合計額を引	別いた額(課税	標準額)	1月31日			第3期 10月 1日~10月31日
				税率		申告書			第4期 12月 1日~12月25日
		課税標準	· · · · · ·	6%		3月15日		給与所得に係	給与所得に係る特別徴収
	(法人)	(法人)						る特別徴収	6月から翌年 5月までの12
	・市内に事務所又は 事業所を有する法人 ・市内に寮等を有する 法人でその市内に 事務所又は事業所を 有しない人等で市内に 事務所等を有するもの ・公益法所等を有するもの ・法人課税信託の引受	法人税割							回各月徴収したものを翌月
		・資本金1億円未	満の法人						10日までに納入
		・資本もしくは	出資を有しない法人(保険	業法規定の相	互会社を除く)			公的年金から	公的年金からの特別徴収
		・法人でない社[	団、財団で代表者、管理人	の定めのある	もの			の特別徴収	4月から翌年2月までの年
市民税					6.0%				金定期支払月毎に徴収した
		・資本金1億円以	上の法人						ものを翌月10日までに納入
	けを行うことにより	・保険業法に規	定する相互会社			(法人)		(法人)	(法人)
	法人税を課される個人 で市内に事務所等を有				8.4%	・確定申告		申告納付	・確定申告
	するもの			事業年度終了の日の 翌日から2か月以内			事業年度終了の日の		
						ただし、法人税(国			翌日から2か月以内
		均等割	I was a second	F		税)において申告期			
		区分	資本金等の額 ※	市内従業員数	税額(円)	限の延長が認められ た場合には、法人市			
	※ 期末現在の資本金の額	9号	50億円超	50人超	3, 000, 000	民税の申告期限も同			
	及び資本準備金の額の合算	8号	10億円超 50億円以下	50人超	1, 750, 000	様に延長。			
		7号	10億円超 1億円超 10億円以下	50人以下	410, 000				
	額、期末現在の資本金等の		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	50人超	400, 000	<b>中</b> 眼中生			ch 88 ch /t-
	額のいずれか高い方の金額	5号	1億円超 10億円以下 1千万円超 1億円以下	50人以下 50人超	160, 000 150, 000	・中間申告 事業年度開始の日以			<ul><li>・中間申告</li><li>事業年度開始の日以後</li></ul>
		3号	1千万円超 1億円以下	50人超	130, 000	後6か月経過した日			事業年度開始の日以後 6か月経過した日から
		2号	1千万円超 1億円以下	50人以下	120, 000	から2か月以内			6 か月経週した日から 2 か月以内
			,,,,,,,,,	50八旭					△ // <sup>-</sup> /J /J/ /J // / / / / / / / / / / / / /
		1号	上記以外の法人等		50, 000				

_	_
_	
Н	_

税目分	納税義務者		ii	課税標準	及び税率				申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
固定資産税	土地 家屋 の所有者 償却資産	格に比準す (償却資産)		土地につ			準年度の値 あり)	í	・住宅用地の申告 1月31日 ・新築住宅に対す る減額申告 1月31日 ・償却資産の申告 1月31日	1月 1日	普通徵収	第1期 5月 1日~ 5月31日 第2期 7月 1日~ 7月31日 第3期 12月 1日~ 12月25日 第4期 2月 1日~ 2月29日
軽自動車税 種別割	原動機付自転車、軽自 動車、小型特殊自動車 及び2輪の小型自動車 の所有者等	原動機付自動車  ・50 c c 以下 ・90 c c 以下 ・125 c c 以下 ・ミニカー 軽自動車 ・3輪 ・4輪乗用車 自家用 ・4輪乗用車 営業用 ・4輪貨物車 営業用 ・4輪貨物車 営業用 ・軽2輪 ・雪上車 小型特殊自動車 ・農耕作業用 ・特殊作業用	2,000円 2,000円 2,400円 3,700円 3,700円 10,800円 6,900円 5,000円 3,800円 3,600円 3,600円 2,400円 5,900円	- - - 3,100円 7,200円 5,500円 4,000円 - - -	重課 - - - - - - - - - - - - -	2,700円 1,800円 1,300円	3,500円 一	軽課25% - - - - - 5,200円 - - - -	・取得申告 納税義務発生の 日から15日以内 ・変更事告の生じた日以内 ・廃車申告 納税義務消滅の 日から30日以内	4月 1日	普通徴収	5月 1日~ 5月 31日 ※旧学税前に受ける。 3月31日以来では、初めて3年 3月31日以来では、初めて3年 3月31日以来では、初めて3年 3月31日以来では、1 3月3日の経済では、1 3月3日のは、1 3日のは、1 3日のは、1 3日のは、1 3日のは、1 3日のは、1 3日のは、1 3日のは、1 3日のは、1 3日のは、1 3日のは、1
軽自動車税環境性能割	3輪以上の軽自動車の 取得者	取得価額	□ 1						次の日までに申告及び納付 する ①車両番号の指定を受ける 時 ②自動車検査証の記入を受 けるべき事由があった日か ら15日以内 ③取得の日から15日以内		申告納付	申告期限と同じ
市たばこ税	製造たばこの製造者、 特定販売業者及び卸売 販売業者など	1,000本につき 6,552円							毎月分を翌月 末日までに		申告納付	申告期限と同じ
特別土地 保有税	土地の所有者又は取得者	当分の間平成15年度	以後におり	ナる新規詞	果税は行わ	ない。			F I V + 22 I		申告納付	b (- HI) (- 1)
入湯税	入湯客	1日150円 利用料金1,			are odde 3	. )			毎月分を翌月 15日までに		特別徴収	申告期限と同じ
都市計画税	市街化区域に所在する 土地及び家屋の所有者	・土地及び家屋に係る[ ・税率 0.27/100	固定資産税	説の課税	票準となる	べき価格				固定資産 税と同じ	固定資産 税と同じ	固定資産税と同じ

#### (2) 市税税率の変遷

	税		目	到 4只 1年 3年	税	率(円	· % )
	化		Ħ	課税標準	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	個		均等割		3, 500	3, 500	3, 500
	人		所得割	前年の所得金額	6.00%	6.00%	6. 00%
				1 号法人	50,000	50, 000	50, 000
				2 号法人	120, 000	120, 000	120, 000
市				3 号法人	130, 000	130, 000	130, 000
				4号法人	150, 000	150, 000	150, 000
民			均等割	5 号法人	160, 000	160, 000	160, 000
				6 号法人	400, 000	400, 000	400, 000
税	人			7 号法人	410, 000	410, 000	410, 000
				8 号法人	1, 750, 000	1, 750, 000	1, 750, 000
				9 号法人	3, 000, 000	3, 000, 000	3, 000, 000
			法人税割	1億以上の法人	8. 40%	8.40%	8. 40%
			<b>公人</b> 他剖	1 億未満の法人	6.00%	6.00%	6. 00%
固定	資産利	ź		土地・家屋・ 償却資産の価格	1.40%	1. 40%	1. 40%
	百		50cc以下	1 台につき	2,000	2,000	2,000
	自転車付		90cc以下	11	2,000	2,000	2,000
			125cc以下	"	2, 400	2, 400	2, 400
軽	171		ミニカー	11	3, 700	3, 700	3, 700
自			輪 (雪上車)	IJ	3,600	3,600	3, 600
動		三	輪	IJ	3, 900	3, 900	3, 900
車税	軽自		乗用 (営業用)	IJ	6, 900	6, 900	6, 900
種	動	兀	乗用(自家用)	IJ	10,800	10,800	10, 800
別割	車	輪	貨物 (営業用)	IJ	3, 800	3, 800	3, 800
Π,1		押冊	貨物(自家用)	IJ	5,000	5,000	5,000
	小型物		農耕作業用	11	2, 400	2, 400	2, 400
	自動	車	特殊作業用	11	5, 900	5, 900	5, 900
	二輪の小型自動車		"	6,000	6,000	6, 000	
軽自	動車税	記環境	色性能割	取得価額	質×環境性能割の税	率(非課税、1%、	2 %)
市た	市たばこ税			1000本につき	6, 122円	6, 552円	6,552円
特別	上地伊	<b>具有利</b>		当分	の間平成15年以後の	新規課税は行わな	V,°
入湯	規			1人1日につき	150	150	150
都市	計画科	ź		土地・家屋の価格	0. 27%	0. 27%	0. 27%

※個人市民税

平成26年度から令和5年度まで均等割額変更

3, 000  $\Rightarrow 3, 500$   $\Rightarrow$ 

#### ※法人市民税

#### ※軽自動車税種別割

標準税率を掲載。なお、上記のほかに旧標準税率、軽課税率、重課税率がある。

#### ※市たばこ税

旧3級品を除く 平成30年10月1日から5,692円/1,000本

令和2年10月1日から6,122円/1,000本令和3年10月1日から6,552円/1,000本

旧3級品 令和元年10月1日から廃止

#### (3) 税の負担状況

				令 和	3 年 度		令 和	1 4 年 度		令和5年度 当初予算額	
	区	分		納税義務者 (人)	負担額		納税義務者 (人)	負担額			
				調定額(円)	(円)	前 年 度 比 (%)	調定額(円)	(円)	前 年 度 比 (%)	調定見込額 (円)	
		特 別 徴	収	30, 579	180, 859	98.8	33, 654	167, 900	92. 8		
		(給与分)		5, 530, 488, 930	100, 009	90.0	5, 650, 519, 740	107, 900	92.0	6, 108, 50	7 000
		特別徴	収	3, 858	64, 584	100.8	3, 404	73, 457	113. 7	0, 100, 50	1,000
市	個	(年金分)		249, 166, 770	01, 001	100.0	250, 048, 500	10, 101			
民	人	普 通 徴	収	13, 119	113, 819	100.8	11, 577	141, 177	124. 0	1, 586, 32	7, 000
				1, 493, 193, 400			1, 634, 410, 830			_, ,	
税		計		47, 556	152, 932	99. 4	48, 635	154, 929	101. 3	7, 694, 834, 00	
		-		7, 272, 849, 100			7, 534, 979, 070				
		法 人		1, 909	264, 911	98. 4	1, 957	246, 038	92. 9	496, 83	9,000
				505, 715, 000	,		481, 496, 700	,			
固定	固定資産税			27, 575	225, 159	98. 5	28, 004	229, 958	102. 1	6, 536, 47	4, 000
				6, 208, 767, 300			6, 439, 740, 900				
軽自	動車	税環境性能	割	3, 963, 600			5, 833, 600			6, 82	0,000
軽	自動耳	車税種別割		13, 847	5, 596	102. 3	14, 029	5, 750	102. 8	81, 594, 800	
				77, 483, 100			80, 664, 900				
市た	こばこ	税		5	92, 591, 447	107. 7	5	94, 519, 381	102. 1	457, 69	7,000
				462, 957, 233			472, 596, 907				
入湯	易税			0	0	0	0	0	0		0
				0			0				
都市	<b>片計</b> 画	i税		26, 662	48, 541	98.8	27, 044	49, 803	102. 6	1, 375, 99	3, 000
		T		1, 294, 201, 500			1, 346, 871, 200				I
4月 現:	1日 在	人口			92,585 人	101.0		93,033 人	100. 5	93, 486	人
		世帯数			41,592 世帯	101. 9		42,075 世帯	101. 2	42, 591	世帯
市利	市税調定総額			16, 080, 8	16, 080, 825, 284 円		16, 552, 203, 935 円 10		102. 9	16, 918, 233, 800	円
市国	5	1 人 当たり		1	73, 687 円	99. 6	1	.77,918 円	102. 4	180, 971	円
負担	額	世 帯 当たり		3	886, 633 円	98. 7	3	393, 398 円	101. 7	397, 226	円

<sup>※</sup> 各税目は現年課税分。固定資産税に国有資産等所在市町村交付金を含まない。

市税調定総額は滞納繰越分・国有資産等所在市町村交付金を含む額。

人口は当該年度4月1日現在。 負担額=調定額/納税義務者(納税義務者数は最終調定時)

(4) 徴税経費等調 (単位:円・%)

	区		分	令利	13年度		令和	14年度		令和5年度	<b>E</b> 予算
				金 額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金 額	構成比
1	. 移	总務総務費		295, 720, 446	78. 0	99. 4	296, 747, 267	74. 5	100.3	310, 455, 570	76.8
	1.	人件費		225, 362, 766	59. 4	95. 3	229, 898, 130	57. 7	102.0	244, 152, 000	60. 4
		給料		109, 315, 065	28.8	95. 6	113, 873, 398	28.6	104. 2	119, 155, 000	29. 5
		職員手当		80, 674, 201	21. 3	94. 9	79, 691, 236	20.0	98.8	87, 532, 000	21. 7
		共済費		35, 373, 500	9. 3	95. 6	36, 333, 496	9. 1	102.7	37, 465, 000	9. 3
	2.	一般事務費		70, 347, 275	18. 5	114. 9	66, 795, 029	16.8	95.0	66, 205, 570	16. 4
		報酬		33, 435, 000	8.8	120. 5	30, 204, 350	7. 6	90. 3	28, 829, 570	7. 1
		賃金		0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0
		旅費		38, 360	0.0	146. 9	83, 676	0.0	218. 1	127, 000	0.0
徴		需用費		183, 237	0.0	188. 4	94, 385	0.0	51.5	102,000	0.0
1玖		負担金補助及び交	で付金	146, 300	0.0	100.0	146, 500	0.0	100.1	147, 000	0.0
		償還金利子及び害	削引料	36, 544, 378	9. 6	110.0	36, 266, 118	9. 1	99. 2	37, 000, 000	9. 2
	3.	固定資産評価審査委	兵員会経費	10, 405	0.0	57. 6	54, 108	0.0	520.0	98,000	0.0
税		報酬		0	0.0	0.0	27, 500	0.0	0.0	55, 000	0.0
		旅費		0	0.0	0.0	3, 005	0.0	0.0	4,000	0.0
	需用費			9, 405	0.0	103. 2	9, 603	0.0	102. 1	10,000	0.0
費		委託料	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	13,000	0.0	
		負担金補助及び交	で付金	1,000	0.0	12. 5	14, 000	0.0	1400.0	16,000	0.0
2	. 販	<b>武課徴収費</b>		83, 643, 136	22.0	93. 6	101, 672, 581	25. 5	121.6	93, 800, 000	23. 2
	1.	一般事務費		83, 643, 136	22.0	93. 6	101, 672, 581	25. 5	121.6	93, 800, 000	23. 2
		需用費		3, 335, 397	0.9	92. 1	3, 744, 938	0.9	112.3	3, 334, 000	0.8
		役務費		13, 841, 467	3. 6	99.8	14, 847, 639	3. 7	107.3	16, 026, 000	4.0
		委託料		53, 307, 229	14. 1	89. 5	69, 225, 485	17. 4	129. 9	58, 878, 000	14. 6
		使用料及び賃借料	<b>}</b>	10, 209, 452	2. 7	104. 4	10, 266, 432	2.6	100.6	10, 495, 000	2.6
		備品購入費		98, 670	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0
		負担金補助及び交	で付金	2, 850, 921	0.8	111. 3	3, 588, 087	0.9	125. 9	5, 067, 000	1. 3
合		計 (A)		379, 363, 582	100.0	98. 0	398, 419, 848	100.0	105.0	404, 255, 570	100.0
都費	控除後	その徴税費A-E(B	)	226,	053, 666	98. 0	241,	166, 672	106.7	245	5, 260, 570
		市税(C)		15, 962,	657, 105	101.0	16, 440,	148, 705	103.0	16, 67	1, 924, 000
税収	額	個人都民税(現年	F+過年)	4, 811,	174, 941	100. 2	4, 980,	049, 151	103. 5	4, 980	0, 461, 000
		合計 (D)		20, 773,	832, 046	100.8	21, 420,	197, 856	103. 1	21, 652	2, 385, 000
個人者	8民税	徴税費都委託金(E)	)	153,	309, 916	103. 0	157,	253, 176	102.6	158	8, 995, 000
御巾匆	酒に分	する徴税費の割合	A/D			1.9%		1.9%			
以北	メハーン	/ ·◇ 外(ル貝 V/百) 日	B/C			1.5%		1.5%			
徴税耶	哉員数			3	35人		3	35人		35)	

(5) 市民税決算の推移 (単位:円・%)

				令和3年度				令和4年度			令和5年	度
	ζ.	分	調定額	収入額	収入率 (%)	前年度比	調定額	収入額	収入率 (%)	前年度比	収入見込額	伸び率 (%)
		現年課税分	7, 272, 849, 100	7, 247, 973, 775	99. 7	100. 2	7, 534, 979, 070	7, 506, 702, 705	99. 6	103.6	7, 625, 743, 000	101.6
	個人	滞納繰越分	76, 282, 569	31, 508, 924	41. 3	99. 3	66, 795, 600	27, 223, 584	40.8	86. 4	39, 016, 000	143. 3
		小 計	7, 349, 131, 669	7, 279, 482, 699	99. 1	100.2	7, 601, 774, 670	7, 533, 926, 289	99. 1	103. 5	7, 664, 759, 000	101. 7
市民税		現年課税分	505, 715, 000	504, 188, 900	99. 7	113. 1	481, 496, 700	482, 349, 747	100. 2	95. 7	493, 360, 000	102.3
176	法人	滞納繰越分	48, 048, 000	44, 516, 199	92. 6	3435. 9	5, 178, 150	2, 293, 276	44. 3	5. 2	1, 583, 000	69. 0
		小 計	553, 763, 000	548, 705, 099	99. 1	122.8	486, 674, 850	484, 643, 023	99. 6	88. 3	494, 943, 000	102. 1
		計	7, 902, 894, 669	7, 828, 187, 798	99. 1	101.5	8, 088, 449, 520	8, 018, 569, 312	99. 1	102. 4	8, 159, 702, 000	101.8
	純固	現年課税分	6, 208, 767, 300	6, 200, 567, 756	99. 9	99. 9	6, 439, 740, 900	6, 429, 183, 687	99.8	103. 7	6, 503, 790, 000	101. 2
固立	定資	滞納繰越分	42, 365, 032	16, 230, 400	38. 3	118.7	33, 776, 034	11, 133, 483	33. 0	68. 6	18, 618, 000	167. 2
定資産	産税	小 計	6, 251, 132, 332	6, 216, 798, 156	99. 5	99.9	6, 473, 516, 934	6, 440, 317, 170	99. 5	103.6	6, 522, 408, 000	101. 3
税		交納付金	77, 125, 500	77, 125, 500	100.0	96. 5	75, 363, 700	75, 363, 700	100.0	97. 7	71, 227, 000	94. 5
		計	6, 328, 257, 832	6, 293, 923, 656	99. 5	99. 9	6, 548, 880, 634	6, 515, 680, 870	99. 5	103. 5	6, 593, 635, 000	101. 2
	珥	環境性能割	3, 963, 600	3, 963, 600	100.0	102.3	5, 833, 600	5, 833, 600	100.0	147. 2	6, 820, 000	116. 9
軽		現年課税分	77, 483, 100	77, 131, 000	99. 5	103.8	80, 664, 900	80, 235, 300	99. 5	104. 0	80, 450, 000	100.3
自動車	種別割	滞納繰越分	1, 405, 112	476, 400	33. 9	77. 9	1, 208, 812	345, 800	28. 6	72. 6	543, 000	157. 0
税		小計	78, 888, 212	77, 607, 400	98. 4	103.6	81, 873, 712	80, 581, 100	98. 4	103.8	80, 993, 000	100.5
		計	82, 851, 812	81, 571, 000	98. 5	103.5	87, 707, 312	86, 414, 700	98. 5	105.9	87, 813, 000	101.6
市	た	ばこ税	462, 957, 233	462, 957, 233	100.0	107.7	472, 596, 907	472, 596, 907	100.0	102.1	457, 697, 000	96.8
特別	玛	見年課税分	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
土地保	清	带納繰越分	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
有税		計	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
_	玛	見年課税分	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
入湯税	浩	带納繰越分	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
		計	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
都	玛	見年課税分	1, 294, 201, 500	1, 292, 339, 941	99. 9	100.5	1, 346, 871, 200	1, 344, 360, 317	99.8	104. 0	1, 369, 112, 000	101.8
市計画	清	带納繰越分	9, 662, 238	3, 677, 477	38. 1	123. 1	7, 698, 362	2, 526, 599	32. 8	68. 7	3, 965, 000	156. 9
税		#	1, 303, 863, 738	1, 296, 017, 418	99. 4	100.5	1, 354, 569, 562	1, 346, 886, 916	99. 4	103. 9	1, 373, 077, 000	101.9
	玛	見年課税分	15, 903, 062, 333	15, 866, 247, 705	99.8	100.7	16, 437, 546, 977	16, 396, 625, 963	99.8	103.3	16, 608, 199, 000	101.3
総計	清	带納繰越分	177, 762, 951	96, 409, 400	54. 2	191. 7	114, 656, 958	43, 522, 742	38. 0	45. 1	63, 725, 000	146. 4
	調定	計	16,080,825,284	15, 962, 657, 105	99. 3	101.0	16, 552, 203, 935	16, 440, 148, 705	99. 3	103.0	16, 671, 924, 000	101. 4

※ 調定額、収入額は決算書による。 収入率=収入額/調定額 前年度比は収入額及び収入見込額の年度比較

## (6) 税関係証明書交付(閲覧)等申請件数

(単位:件・円)

	年	度	令和 2	2年度	令和 3	3年度	令和 4	1年度
件	: 名		件数	金額	件数	金額	件数	金額
		本 庁	4, 977	1, 511, 100	4, 755	1, 448, 400	4, 085	1, 242, 600
	課税証明	出張所	1, 430	429, 000	1, 270	381, 000	1, 130	339, 000
	味饥	コンビニ※1	557	167, 100	1, 033	309, 900	1, 430	429, 000
		計	6, 964	2, 107, 200	7, 058	2, 139, 300	6, 645	2, 010, 600
		本 庁	3, 509	1, 061, 900	3, 721	1, 127, 700	3, 551	1, 079, 100
	非課税証明	出張所	1, 421	426, 300	1, 378	413, 400	1, 251	375, 300
		計	4, 930	1, 488, 200	5, 099	1, 541, 100	4, 802	1, 454, 400
		本 庁	1, 240	403, 500	1, 452	444, 700	1, 372	418, 500
税	納税証明	出張所	190	57, 000	164	49, 200	182	54, 600
関		計	1, 430	286, 000	1, 616	323, 200	1, 554	473, 100
係証		本 庁	2, 702	853, 300	2, 916	924, 900	2,677	849, 400
明	土地(家屋) 評価証明	出張所	331	99, 300	331	99, 300	344	103, 200
書		計	3, 033	952, 600	3, 247	1, 024, 200	3, 021	952, 600
	住宅用家屋証明	本庁のみ	652	854, 400	648	850, 600	627	820, 600
	閲覧	本庁のみ	709	224, 800	794	247, 400	757	236, 500
		本 庁	996	304, 900	1, 176	360, 300	1, 163	355, 600
	その他	出張所	0	0	0	0	0	0
		計	996	304, 900	1, 176	360, 300	1, 163	355, 600
		本 庁	15, 342	5, 381, 000	16, 495	5, 713, 900	15, 662	5, 431, 300
	合 計※2	出張所	3, 372	1, 011, 600	3, 143	942, 900	2, 907	872, 100
			18, 714	6, 392, 600	19, 638	6, 656, 800	18, 569	6, 303, 400
ナ	軽自動車 ンバー弁償金	本庁のみ	40	9, 400	24	7, 600	25	8,000

<sup>※1</sup>コンビニ交付の件数は非課税証明書も含んでいます。

<sup>※2</sup>コンビニ交付は本庁に含んでいます。

#### 5. 市 民 税

#### (1)個人市民税納税義務者数調

(単位:人)

区分年度	均等割のみ を納める者	所得割のみを 納める者	均等割と所得割 を納める者	計	特別徴収 義務者
3	1, 678	0	45, 694	47, 372	13, 711
4	1, 705	0	46, 750	48, 455	13, 949
5	1,761	0	47, 484	49, 245	14, 201

<sup>※</sup> 各年度7月1日現在 (課税状況等の調)

(2) 個人市民税年度別調定額調

(単位:人・円)

			H/ PJ							(十四・/( 17)
	区分		均 等	割額			所 得	割額		
年度	項目	普 通 徴 収	特 別 徴 収 (給与分)	特 別 徴 収 (年金分)	計	普通徴収	特別 徴収 (給与分)	特別 徴収 (年金分)	計	合計
3	納税義務者数	13, 119	30, 579	3, 858	47, 556	12, 228	30, 216	3, 412	45, 856	46, 923
3	調定額	32, 814, 820	115, 208, 270	18, 345, 320	166, 368, 410	1, 460, 378, 580	5, 415, 280, 660	230, 821, 450	7, 106, 480, 690	7, 272, 849, 100
4	納税義務者数	11, 577	33, 654	3, 404	48, 635	10, 648	33, 260	3, 011	46, 919	48, 635
4	調定額	34, 101, 010	117, 238, 360	18, 810, 360	170, 149, 730	1, 600, 309, 820	5, 533, 281, 380	231, 238, 140	7, 364, 829, 340	7, 534, 979, 070
5	調定見込額	頁 49,546,000 123,487,000		173, 033, 000	1, 536, 781, 000	5, 985, 0	020, 000	7, 521, 801, 000	7, 694, 834, 000	

<sup>※</sup> 令和4年度までは決算数値、令和5年度は当初予算数値

#### (3) 法人市民税均等割納税義務者数調

(単位:社)

年 度 区 分	3	4	5
地方税法第312条第1項第1号法人	1, 307	1, 247	1, 348
" 2 "	9	9	9
n 3 n	291	278	300
" 4 "	19	18	20
n 5 n	91	87	94
" 6 "	17	16	18
" 7 "	143	136	147
n 8 n	9	9	9
n 9 n	23	22	24
슴 計	1, 909	1,822	1, 969

<sup>※</sup> 令和4年度までは決算数値、令和5年度は当初予算数値

#### (4) 法人市民税年度別調定額調

(単位:社・円・%)

区分	納税義務者		調定額		調定額の				
年度	が11万に手交1万-1日	均等割額	法人税割額	計	前年度比				
3	1, 909	1, 909 196, 668, 700 309, 046, 300							
4	1,822	200, 101, 000	289, 834, 000	489, 935, 000	96. 9				
5	1, 969	207, 005, 000	289, 834, 000	496, 839, 000	101. 4				

<sup>※</sup> 令和4年度までは決算数値、令和5年度は当初予算数値

#### (5) 課税標準段階別令和5年度分所得割額等に関する調

#### a. 給与所得者

(単位:人・千円)

区 分 課税標準額の段階	納 税 義務者数	総所得金額	所得控除額	課税標準額	算出税額	配 当控除額	税額調整額	調整控除及 び外国税額 控除額	住宅借入金 等特別税額 控除額	寄附金税額 控除額	配当割額及 び株式等譲 渡所得割額 の控除額	所得割額
10万円以下の金額	1, 058	646, 485	593, 147	53, 338	3, 156	0	4	1, 272	2	11	0	1, 867
10万円を超え100万円以下	7, 748	11, 097, 979	6, 535, 924	4, 562, 055	273, 410	40	116	15, 091	3, 374	4, 139	41	250, 355
100万円を超え200万円以下	9, 942	25, 640, 617	10, 924, 401	14, 716, 216	882, 549	90	68	20, 344	26, 005	25, 084	174	810, 534
200万円を超え300万円以下	7, 173	27, 678, 967	9, 992, 614	17, 686, 353	1, 060, 863	93	0	11, 232	47, 308	46, 282	420	955, 422
300万円を超え400万円以下	4, 423	22, 766, 797	7, 450, 280	15, 316, 517	918, 796	148	0	6, 635	25, 007	49, 050	232	837, 724
400万円を超え550万円以下	3, 944	26, 260, 012	7, 934, 184	18, 325, 828	1, 099, 374	104	0	5, 918	1, 380	77, 207	311	1, 014, 454
550万円を超え700万円以下	1, 787	14, 991, 853	3, 999, 756	10, 992, 097	659, 443	87	0	2, 680	0	47, 833	209	608, 634
700万円を超え1000万円以下	1, 510	15, 955, 571	3, 542, 816	12, 412, 755	744, 692	327	0	2, 261	0	60, 688	320	681, 096
1000万円を超える金額	1, 014	19, 992, 312	2, 483, 531	17, 508, 781	1, 050, 475	1, 128	0	1, 319	0	109, 193	536	938, 299
合 計	38, 599	165, 030, 593	53, 456, 653	111, 573, 940	6, 692, 758	2, 017	188	66, 752	103, 076	419, 487	2, 243	6, 098, 385
200万円以下の金額	18, 748	37, 385, 081	18, 053, 472	19, 331, 609	1, 159, 115	130	188	36, 707	29, 381	29, 234	215	1, 062, 756
200万円を超え700万円以下	17, 327	91, 697, 629	29, 376, 834	62, 320, 795	3, 738, 476	432	0	26, 465	73, 695	220, 372	1, 172	3, 416, 234
700万円を超える金額	2, 524	35, 947, 883	6, 026, 347	29, 921, 536	1, 795, 167	1, 455	0	3, 580	0	169, 881	856	1, 619, 395

<sup>※</sup> 課税状況等の調による (表05関連)

#### b. 営業等所得者 (単位:人・千円)

区 分 課税標準額の段階	納 税 義務者数	総所得金額	所得控除額	課税標準額	算出税額	配 当 控除額	税額調整額	調整控除及 び外国税額 控除額	住宅借入金 等特別税額 控除額	寄附金税額 控除額	配当割額及 び株式等譲 渡所得割額 の控除額	所得割額
10万円以下の金額	74	64, 886	60, 792	4, 094	243	0	0	97	0	2	0	144
10万円を超え100万円以下	562	839, 489	551, 548	287, 941	17, 253	2	35	1, 243	374	280	4	15, 315
100万円を超え200万円以下	429	1, 124, 968	490, 271	634, 697	38, 062	2	17	1, 096	1,780	599	0	34, 474
200万円を超え300万円以下	263	962, 139	313, 780	648, 359	38, 890	0	0	420	1, 575	1, 054	13	35, 828
300万円を超え400万円以下	183	891, 700	253, 191	638, 509	38, 304	1	0	275	653	923	0	36, 452
400万円を超え550万円以下	158	961, 311	232, 214	729, 097	43, 738	13	0	237	60	1, 247	30	42, 151
550万円を超え700万円以下	86	674, 658	144, 812	529, 846	31, 787	0	0	128	26	1, 884	0	29, 749
700万円を超え1000万円以下	60	606, 282	105, 065	501, 217	30, 071	0	0	90	0	1, 455	17	28, 509
1000万円を超える金額	74	1, 777, 537	141, 567	1, 635, 970	98, 156	0	0	85	0	6, 493	0	91, 578
슴 計	1, 889	7, 902, 970	2, 293, 240	5, 609, 730	336, 504	18	52	3, 671	4, 468	13, 937	64	314, 200
200万円以下の金額	1, 065	2, 029, 343	1, 102, 611	926, 732	55, 558	4	52	2, 436	2, 154	881	4	49, 933
200万円が10金額 200万円を超え700万円以下	690	3, 489, 808	943, 997	·	· .			•			43	144, 180
			·	2, 545, 811	152, 719			1,060	•	5, 108		·
700万円を超える金額	134	2, 383, 819	246, 632	2, 137, 187	128, 227	0	0	175	0	7, 948	17	120, 087

<sup>※</sup> 課税状況等の調による (表06関連)

#### c. 農業所得者 (単位:人・千円)

区 分 課税標準額の段階	納 税 義務者数	総所得金額	所得控除額	課税標準額	算出税額	配 当 控除額	税額調整額	調整控除及 び外国税額 控除額	住宅借入金 等特別税額 控除額	寄附金税額 控除額	配当割額及 び株式等譲 渡所得割額 の控除額	所得割額
10万円以下の金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10万円を超え100万円以下	6	11, 369	7, 871	3, 498	210	0	0	21	0	0	0	189
100万円を超え200万円以下	2	6, 676	3, 024	3, 652	219	0	0	9	0	0	0	210
200万円を超え300万円以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300万円を超え400万円以下	3	13, 608	3, 458	10, 150	609	0	0	5	0	0	0	604
400万円を超え550万円以下	2	10, 897	1, 346	9, 551	573	0	0	3	0	0	0	570
550万円を超え700万円以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
700万円を超え1000万円以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1000万円を超える金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	13	42, 550	15, 699	26, 851	1, 611	0	0	38	0	0	0	1, 573
	-										-	
200万円以下の金額	8	18, 045	10, 895	7, 150	429	0	0	30	0	0	0	399
200万円を超え700万円以下	5	24, 505	4, 804	19, 701	1, 182	0	0	8	0	0	0	1, 174
700万円を超える金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<sup>※</sup> 課税状況等の調による (表07関連)

#### d. その他所得者 (単位:人・千円)

区 分 課税標準額の段階	納 税 義務者数	総所得金額	所得控除額	課税標準額	算出税額	配 当 控除額	税額調整額	調整控除 及び外国 税額控除 額	住宅借入金 等特別税額 控除額	寄附金税額 控除額	配当割額及 び株式等譲 渡所得割額 の控除額	所得割額
10万円以下の金額	288	268, 148	252, 458	15, 690	929	1	3	387	0	2	3	533
10万円を超え100万円以下	3, 271	4, 731, 604	3, 015, 348	1, 716, 256	102, 842	195	67	9, 558	97	704	418	91, 803
100万円を超え200万円以下	1, 448	3, 515, 375	1, 492, 969	2, 022, 406	121, 281	289	0	4, 117	179	1, 682	627	114, 387
200万円を超え300万円以下	492	1, 771, 384	590, 165	1, 181, 219	70, 852	465	0	813	169	1, 996	983	66, 426
300万円を超え400万円以下	206	965, 867	262, 407	703, 460	42, 199	193	0	309	166	1,032	266	40, 233
400万円を超え550万円以下	202	1, 229, 521	279, 952	949, 569	56, 965	356	0	303	0	1, 745	412	54, 149
550万円を超え700万円以下	84	651, 168	130, 514	520, 654	31, 236	127	0	126	0	1, 127	217	29, 639
700万円を超え1000万円以下	97	961, 991	156, 308	805, 683	48, 338	572	0	146	0	1,008	24	46, 588
1000万円を超える金額	115	2, 758, 717	203, 411	2, 555, 306	153, 316	3, 128	0	145	0	5, 183	400	144, 460
合 計	6, 203	16, 853, 775	6, 383, 532	10, 470, 243	627, 958	5, 326	70	15, 904	611	14, 479	3, 350	588, 218
200万円以下の金額	5, 007	8, 515, 127	4, 760, 775	3, 754, 352	225, 052	485	70	14, 062	276	2, 388	1,048	206, 723
200万円を超え700万円以下	984	4, 617, 940	1, 263, 038	3, 354, 902	201, 252	1, 141	0	1, 551	335	5, 900	1, 878	190, 447
700万円を超える金額	212	3, 720, 708	359, 719	3, 360, 989	201, 654	3, 700	0	291	0	6, 191	424	191, 048

<sup>※</sup> 課税状況等の調による (表09関連)

区分	納税				所得	金額				所				課税標	準額							算出	脱額				配	税	外調国敷	住宅借		配当割額
課税標準 額の段階	義務者数	総所得金 額	分離長期譲渡所得金額	分離短期 譲渡所得 金額	一般株式等 に係る譲渡 所得金額	上場株式等 に係る譲渡 所得金額	上場株式 等に係る 配当所得 金額	先物取引 に係る雑 所得等の 金額	tin.	得 控 除 額	総所得金 額	分離長期譲渡所得金額	分離短期 譲渡所得 金額	一般株式等 に係る譲渡 所得金額	上場株式等 に係る譲渡 所得金額		先物取引 に係る雑 所得等の 金額	# <del> </del>	総所得金 額	分離長期 譲渡所得 金額	分離短期 譲渡所得 金額	一般株式 等に係る 譲渡所得 金額	上場株式 等に係る 譲渡所得 金額	上場株式 等に係る 配当所得 金額	先物取 引に雑年 得等額 金額	#	当控除額	額調整額	額於	特別税	税額	及び株式 等譲渡所 得割額の 控除額
10万円以下の 金額	118	56, 508	1, 690, 199	11, 167	80, 540	123, 226	5, 890	10, 399	1, 977, 929	103, 550	991	1, 654, 450	9, 936	79, 022	118, 182	4, 493	7, 305	1, 874, 379	54	48, 137	537	2, 371	3, 545	135	219	54, 998	13	0	22	0	1, 073	432
10万円を超え 100万円以下	101	155, 883	1, 060, 165	7, 569	225	41, 147	15, 616	30, 532	1, 311, 137	100, 494	55, 443	1, 060, 145	7, 569	224	41, 133	15, 601	30, 528	1, 210, 643	3, 320	31, 142	409	7	1, 234	468	916	37, 496	56	0	240	57	2, 650	961
100万円を超え 200万円以下	108	298, 090	407, 320	5, 139	1, 281	134, 427	23, 916	3, 953	874, 126	134, 812	163, 338	407, 307	5, 138	1, 280	134, 403	23, 899	3, 949	739, 314	9, 797	11, 748	277	38	4, 033	716	118	26, 727	173	0	270	233	1, 444	2, 184
200万円を超え 300万円以下	93	360, 266	451, 545	5, 149	561	20, 172	5, 958	15, 466	859, 117	129, 363	230, 948	451, 533	5, 148	561	20, 158	5, 948	15, 458	729, 754	13, 852	13, 546	278	17	605	178	464	28, 940	102	0	138	363	1, 458	866
300万円を超え 400万円以下	82	414, 881	622, 517	8, 361	8, 603	73, 487	16, 661	7, 955	1, 152, 465	131, 149	283, 779	622, 505	8, 359	8, 601	73, 474	16, 649	7, 949	1, 021, 316	17, 022	18, 630	451	258	2, 204	499	238	39, 302	202	0	278	187	2, 619	1, 474
400万円を超え 550万円以下	78	522, 064	150, 130	2, 876	2, 372	39, 520	7, 741	16, 332	741, 035	155, 782	366, 322	150, 126	2, 875	2, 371	39, 500	7, 732	16, 327	585, 253	21, 975	4, 504	155	71	1, 185	232	490	28, 612	46	0	128	0	2, 245	952
5 5 0 万円を超え 7 0 0 万円以下	43	352, 836	87, 769	1, 312	0	37, 178	2, 159	346	481, 600	89, 458	263, 399	87, 763	1, 311	0	37, 171	2, 152	346	392, 142	15, 802	2, 614	71	0	1, 115	65	10	19, 677	51	0	75	0	1, 909	269
700万円を超え 1000万円以下	62	650, 706	378, 680	0	17, 667	29, 622	15, 263	4, 791	1, 096, 729	131, 220	519, 522	378, 673	0	17, 664	29, 610	15, 252	4, 788	965, 509	31, 170	11, 124	0	530	888	458	144	44, 314	6	0	91	0	3, 668	991
1000万円を 超える金額	95	2, 280, 863	1, 530, 796	0	8, 906	246, 666	27, 338	27, 320	4, 121, 889	221, 012	2, 059, 913	1, 530, 789	0	8, 903	246, 641	27, 316	27, 315	3, 900, 877	123, 591	45, 786	0	267	7, 399	820	820	178, 683	192	0	189	0	13, 784	1, 376
合 計	780	5, 092, 097	6, 379, 121	41, 573	120, 155	745, 445	120, 542	117, 094	12, 616, 027	1, 196, 840	3, 943, 655	6, 343, 291	40, 336	118, 626	740, 272	119, 042	113, 965	11, 419, 187	236, 583	187, 231	2, 178	3, 559	22, 208	3, 571	3, 419	458, 749	841	0	1, 431	840	30, 850	9, 505
うち給与所得者	359	3, 481, 419	106, 889	13, 869	29, 848	178, 378	38, 453	58, 327	3, 907, 183	709, 400	2, 773, 030	106, 601	13, 864	29, 815	178, 147	38, 395	57, 931	3, 197, 783	166, 364	3, 179	749	894	5, 344	1, 152	1, 738	179, 420	184	0	698	803	21, 352	2, 326
200万円以下の 金額	327	510, 481	3, 157, 684	23, 875	82, 046	298, 800	45, 422	44, 884	4, 163, 192	338, 856	219, 772	3, 121, 902	22, 643	80, 526	293, 718	43, 993	41, 782	3, 824, 336	13, 171	91, 027	1, 223	2, 416	8, 812	1, 319	1, 253	119, 221	242	0	532	290	5, 167	3, 577
200万円を超え 700万円以下	296	1, 650, 047	1, 311, 961	17, 698	11, 536	170, 357	32, 519	40, 099	3, 234, 217	505, 752	1, 144, 448	1, 311, 927	17, 693	11, 533	170, 303	32, 481	40, 080	2, 728, 465	68, 651	39, 294	955	346	5, 109	974	1, 202	116, 531	401	0	619	550	8, 231	3, 561
700万円を 超える金額	157	2, 931, 569	1, 909, 476	0	26, 573	276, 288	42, 601	32, 111	5, 218, 618	352, 232	2, 579, 435	1, 909, 462	0	26, 567	276, 251	42, 568	32, 103	4, 866, 386	154, 761	56, 910	0	797	8, 287	1, 278	964	222, 997	198	0	280	0	17, 452	2, 367

<sup>※</sup> 課税状況等の調による(表11関連)

<sup>※</sup>総所得金額には山林所得及び退職所得を含む

f. 合 計

(単位:人・千円)

	区分	納税				所	得金額				PF				課務	总標準額						算	出税額					部	税	外調	住宅借	i	配当割額
	税標準の段階	義務者数	総所得金額	分離長期譲渡所得金額	分離短期 譲渡所得 金額	一般株式等に 係る譲渡所得 金額	上場株式等に 係る譲渡所得 金額	上場株式等に 係る配当所得 金額	先物取引 に係る雑 所得等の 金額	라	得 控 除 額	総所得金額	分離長期譲渡所得金額	分離短期 譲渡所得 金額	一般株式等 に係る譲渡 所得金額	上場株式等 に係る譲渡 所得金額	上場株式等 に係る配当 所得金額	先物取引 に係る雑 所得等の 金額	計	総所得金額	分離長期 譲渡所得 金額	分離短期 譲渡所得 金額	一般株式 等に係る 譲渡所得 金額	上場株式 等に係る 譲渡所得 金額	上場株式 等に係る 配当所得 金額	先物取引 に係る雑 所得等の 金額	नोत	当控除額	額調整額	額品	入金等 特別税 額控除 額	寄附金 / 税額 控除額	及び株式 等譲渡所 得割額の 控除額
	0万円以下の 額	1, 538	1, 036, 027	1, 690, 199	11, 167	80, 540	123, 226	5, 890	10, 399	2, 957, 448	1, 009, 947	74, 113	1, 654, 450	9, 936	79, 022	118, 182	4, 493	7, 305	1, 947, 501	4, 382	48, 137	537	2, 371	3, 545	135	219	59, 326	14	7	1,778	2	1, 088	435
	0万円を超え 00万円以下	11, 688	16, 836, 324	1, 060, 165	7, 569	225	41, 147	15, 616	30, 532	17, 991, 578	10, 211, 185	6, 625, 193	1, 060, 145	7, 569	224	41, 133	15, 601	30, 528	7, 780, 393	397, 035	31, 142	409	7	1, 234	468	916	431, 211	293	218	26, 153	3, 902	7, 773	1, 424
1 2	00万円を超え 00万円以下	11, 929	30, 585, 726	407, 320	5, 139	1, 281	134, 427	23, 916	3, 953	31, 161, 762	13, 045, 477	17, 540, 309	407, 307	5, 138	1, 280	134, 403	23, 899	3, 949	18, 116, 285	1, 051, 908	11, 748	277	38	4, 033	716	118	1, 068, 838	554	85	25, 836	28, 197	28, 809	2, 985
2	00万円を超え 00万円以下	8, 021	30, 772, 756	451, 545	5, 149	561	20, 172	5, 958	15, 466	31, 271, 607	11, 025, 922	19, 746, 879	451, 533	5, 148	561	20, 158	5, 948	15, 458	20, 245, 685	1, 184, 457	13, 546	278	17	605	178	464	1, 199, 545	660	0	12,603	49, 415	50, 790	2, 282
3	00万円を超え 00万円以下	4, 897	25, 052, 853	622, 517	8, 361	8, 603	73, 487	16, 661	7, 955	25, 790, 437	8, 100, 485	16, 952, 415	622, 505	8, 359	8, 601	73, 474	16, 649	7, 949	17, 689, 952	1, 016, 930	18, 630	451	258	2, 204	499	238	1, 039, 210	544	0	7, 502	26, 013	53, 624	1, 972
4	00万円を超え 50万円以下	4, 384	28, 983, 805	150, 130	2, 876	2, 372	39, 520	7, 741	16, 332	29, 202, 776	8, 603, 478	20, 380, 367	150, 126	2, 875	2, 371	39, 500	7, 732	16, 327	20, 599, 298	1, 222, 625	4, 504	155	71	1, 185	232	490	1, 229, 262	519	0	6, 589	1, 440	82, 444	1, 705
	5 0 万円を超え 0 0 万円以下	2,000	16, 670, 515	87, 769	1, 312	0	37, 178	2, 159	346	16, 799, 279	4, 364, 540	12, 305, 996	87, 763	1, 311	0	37, 171	2, 152	346	12, 434, 739	738, 268	2, 614	71	0	1, 115	65	10	742, 143	265	0	3, 009	26	52, 753	695
7	00万円を超え 000万円以下	1,729	18, 174, 550	378, 680	0	17, 667	29, 622	15, 263	4, 791	18, 620, 573	3, 935, 409	14, 239, 177	378, 673	0	17, 664	29, 610	15, 252	4, 788	14, 685, 164	854, 271	11, 124	0	530	888	458	144	867, 415	905	0	2, 588	0	66, 819	1, 352
1 表	000万円を える金額	1, 298	26, 809, 429	1, 530, 796	0	8, 906	246, 666	27, 338	27, 320	28, 650, 455	3, 049, 521	23, 759, 970	1, 530, 789	0	8, 903	246, 641	27, 316	27, 315	25, 600, 934	1, 425, 538	45, 786	0	267	16, 399	820	820	1, 489, 630	4, 448	0	1,738	0	134, 653	2, 312
	合 計	47, 484	194, 921, 985	6, 379, 121	41, 573	120, 155	745, 445	120, 542	117, 094	202, 445, 915	63, 345, 964	131, 624, 419	6, 343, 291	40, 336	118, 626	740, 272	119, 042	113, 965	139, 099, 951	7, 895, 414	187, 231	2, 178	3, 559	22, 208	3, 571	3, 419	8, 117, 580	8, 202	310	87, 796	108, 995	478, 753	15, 162
_				1	1		1	1					1			1				ı	1												
4	00万円以下の 額	25, 155	48, 458, 077	3, 157, 684	23, 875	82, 046	298, 800	45, 422	44, 884	52, 110, 788	24, 266, 609	24, 239, 615	3, 121, 902	22, 643	80, 526	293, 718	43, 993	41, 782	27, 844, 179	1, 453, 325	91, 027	1, 223	2, 416	8, 812	1, 319	1, 253	1, 559, 375	861	310	53, 767	32, 101	37, 670	4, 844
	00万円を超え 00万円以下	19, 302	101, 479, 929	1, 311, 961	17, 698	11, 536	170, 357	32, 519	40, 099	103, 064, 099	32, 094, 425	69, 385, 657	1, 311, 927	17, 693	11, 533	170, 303	32, 481	40, 080	70, 969, 674	4, 162, 280	39, 294	955	346	5, 109	974	1, 202	4, 210, 160	1, 988	0	29, 703	76, 894	239, 611	6, 654
7 表	00万円を える金額	3, 027	44, 983, 979	1, 909, 476	0	26, 573	276, 288	42, 601	32, 111	47, 271, 028	6, 984, 930	37, 999, 147	1, 909, 462	0	26, 567	276, 251	42, 568	32, 103	40, 286, 098	2, 279, 809	56, 910	0	797	17, 287	1, 278	964	2, 357, 045	5, 353	0	4, 326	0	201, 472	3, 664

<sup>※</sup> 課税状況等調による (表12、表58、表59関連)

※総所得金額には山林所得及び退職所得を含む

#### 6. 固定資産税

#### (1) 土地、家屋及び償却資産年度別調定額調

(単位:人・千円・%)

区	$\wedge$	令和:	3年度	令和 4	4年度	令和5年度	(7月末)
	分	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額
土	地	23, 367	2, 997, 796	23, 750	3, 087, 761	24, 121	3, 207, 055
家	屋	23, 666	2, 598, 464	24, 106	2, 736, 038	24, 503	2, 785, 334
償却	資産	822	612, 507	903	615, 942	883	606, 719
合	計	27, 575	6, 208, 767	28, 004	6, 439, 741	28, 317	6, 599, 108
前年	度比	101. 3	99. 7	101. 6	103. 7	101. 1	102. 5

<sup>※</sup>令和4年度までは決算数値、令和5年度は7月調定数値、納税義務者の合計数は実数値、滞納繰越分は含まず

#### (2) 固有資産等所在市町村交付金調

(単位:人・千円・%)

		区 分	令和3	3年度	令和 4	4年度	令和5年度	き (7月末)
種	別		金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率
金交金	国からの交付		2, 397	100.8	2, 396	100.0	2, 508	104. 7
一一一一一	地方公共団体が	いらの交付	74, 729	96. 4	72, 968	97. 6	68, 721	94. 2
	合	計	77, 126	96. 5	75, 364	97. 7	71, 229	94. 5

<sup>※</sup>令和4年度までは決算数値、令和5年度は7月調定数値

(単位:千円)

交 付	金	内 訳	令和3年度	令和4年度	令和 5 年度 予 定 額
国 土	交	通省	1, 345	1, 339	1, 408
財	務	省	1, 052	1,057	1, 100
東	京	都	74, 729	72, 968	68, 721
	計		77, 126	75, 364	71, 229

<sup>※</sup>令和4年度までは決算数値、令和5年度は7月調定数値

#### 7. 特別土地保有税

(1) 年度別調定額調

(単位:千円・%)

区分	令和3	3年度	令和 4	4年度
種別	課税標準額	調定額	課税標準額	調定額
取得分	0	0	0	0
保有分	0	0	0	0
合計	0	0	0	0
前年度比	0	0	0	0

<sup>※</sup>平成15年度以降は当分の間、新規課税停止

#### 8. 都市計画税

#### (1) 土地、家屋年度別調定額調

(単位:人・千円・%)

区分	令和:	3年度	令和 4	4年度	令和5年度(7月末)			
種別	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額		
土 地	23, 355	768, 099	23, 742	797, 657	24, 113	828, 153		
家 屋	23, 658	526, 103	24, 099	549, 214	24, 495	557, 386		
合 計	26, 662	1, 294, 202	27, 044	1, 346, 871	27, 380	1, 385, 539		
前年度比	101. 5	100. 3	101. 4	104. 1	101. 2	102.9		

<sup>※</sup>令和4年度までは決算数値、令和5年度は7月調定数値、納税義務者の合計数は実数値、滞納繰越分は含まず

#### 9. 軽自動車税

(1) 年度別調定額調

(単位:件・円・%)

	区 分		令	和3年度			令	和4年度			令和 5	年度(6月末	₹)
	<u></u> Д	税額	台数	調定額	前年度比	税額	台数	調定額	前年度比	税額	台数	調定額	伸び率
原	5 0 cc以下	2,000	2, 704	5, 408, 000	96.8	2,000	2,631	5, 262, 000	97. 3	2,000	2, 551	5, 102, 000	97.0
動機	9 0 cc以下	2,000	192	384, 000	100.0	2,000	197	394, 000	102.6	2,000	204	408, 000	103.6
付	1 2 5 cc以下	2, 400	1, 537	3, 688, 800	103. 9	2, 400	1,615	3, 876, 000	105. 1	2, 400	1,690	4, 056, 000	104. 6
自転	ミニカー	3, 700	71	262, 700	109. 2	3, 700	77	284, 900	108. 5	3, 700	84	310, 800	109. 1
車	小 計		4, 504	9, 743, 500	99.8		4, 520	9, 816, 900	100.8		4, 529	9, 876, 800	100.6
	2 5 0 cc以下	3,600	1, 133	4, 078, 800	101.8	3, 600	1, 151	4, 143, 600	101. 6	3, 600	1, 162	4, 183, 200	101. 0
	3 輪	4,600	1	4, 600	100.0	4, 600	1	4, 600	100.0	4, 600	1	4, 600	100.0
	4輪貨物(自家) 旧税率	4,000	598	2, 392, 000	86. 0	4, 000	509	2, 036, 000	85. 1	4, 000	428	1, 712, 000	84. 1
	4 輪貨物(自家) 新税率	5,000	710	3, 550, 000	116. 6	5, 000	830	4, 150, 000	116. 9	5, 000	929	4, 645, 000	111. 9
	4輪貨物(自家) 新税率(重課)	6,000	601	3, 606, 000	104. 0	6, 000	595	3, 570, 000	99. 0	6, 000	599	3, 594, 000	100.7
	4輪貨物(自家) 新税率(軽課)	3,800	25	95,000	138. 9	3, 800	0	0	0.0	3, 800	0	0	0.0
	4 輪乗用(自家) 旧税率	7, 200	1, 763	12, 699, 300	87. 0	7, 200	1, 484	10, 684, 800	84. 1	7, 200	1, 276	9, 187, 200	0.0
	4 輪乗用(自家) 新税率	10,800	1, 780	19, 224, 000	125. 2	10,800	2, 199	23, 749, 200	123. 5	10, 800	2, 444	26, 395, 200	111. 1
軽自	4輪乗用(自家) 新税率(重課)	12, 900	983	12, 680, 700	102. 0	12, 900	1,077	13, 893, 300	109. 6	12, 900	1, 125	14, 512, 500	104. 5
動車	4 輪乗用(自家) 新税率(軽課75%)	2, 700	0	0	0.0	2, 700	0	0	0.0	2, 700	34	91, 800	0.0
	4 輪乗用(自家) 新税率(軽課50%)	5, 400	19	102, 600	40. 4	5, 400	0	0	0.0	5, 400	0	0	0.0
	4 輪乗用(自家) 新税率(軽課25%)	8, 100	122	988, 200	96. 8	8, 100	0	0	0.0	8, 100	0	0	0.0
	4 輪貨物(営業) 旧税率	3,000	129	387, 000	103. 2	3, 000	124	372, 000	96. 1	3, 000	97	291, 000	78. 2
	4 輪貨物(営業) 新税率	6, 900	0	0	0.0	6, 900	0	0	0.0	6, 900	1	6, 900	0.0
	4 輪貨物(営業) 新税率	3,800	115	437, 000	116. 2	3, 800	135	513, 000	117. 4	3, 800	173	657, 400	128. 1
	4輪貨物(営業) 新税率(重課)	4, 500	61	274, 500	122. 0	4, 500	67	301, 500	109.8	4, 500	66	297, 000	98. 5
	4 輪貨物 (営業) 新税率(軽課25%)	2,900	2	5, 800	0.0	2, 900	0	0	0.0	2, 900	0	0	0.0
	小 計		8, 042	60, 525, 500	104. 3		8, 172	63, 418, 000	104. 8		8, 335	65, 577, 800	103. 4
4	雪 上 車	3,600	1	3, 600	100.0	3, 600	1	3,600	100. 0	3, 600	1	3,600	100.0
小型性	農耕作業用	2, 400	161	386, 400	94. 7	2, 400	161	386, 400	100.0	2, 400	162	388, 800	100.6
特殊自	特殊作業用	5, 900	99	584, 100	105. 3	5, 900	100	590, 000	101. 0	5, 900	108	637, 200	108. 0
動車	小 計		260	970, 500	100.8		261	976, 400	100. 6		270	1, 026, 000	105. 1
2	輪の小型自動車	6,000	1, 040	6, 240, 000	102. 1	6, 000	1,075	6, 450, 000	103. 4	6, 000	1, 116	6, 696, 000	103.8
過	年度課税分・計	$\overline{}$	0	0			0	0			0	0	
	合 計		13, 847	77, 483, 100	103. 5		14, 029	80, 664, 900	104. 1		14, 251	83, 180, 200	103. 1

※令和4年度までは決算数値、令和5年度は6月末調定数値

#### 10. 市たばこ税

#### (1) 年度別調定額調

(単位:本・円・%・人)

	<del></del>	令和2年	三度	令和3年	三度	令和4年	<b>E</b> 度
年	度		前年比		前年皮比		前年比
合 計	本 数	73, 125, 314	93. 0	73, 404, 150	100. 4	72, 130, 177	98. 3
税	率	1,000本につき 5,692円 (※ <sub>2</sub> 6,122円)		1,000本につき 6,122円 (※3 6552円)	_	1,000本につき 6,522円	
調定	至額	429, 753, 779	105. 2	462, 957, 233	107. 7	472, 596, 907	102. 1
年度末	市民1人 当たり 本数	790	90. 5	789	99. 9	772	97.8
現 在	1世帯 当たり 本数	1, 758	88. 7	1, 745	99. 2	1, 694	97. 1
20本 市税収		117. 54	113. 3	126. 14	107. 3	131. 04	103. 9
年度末	人口	92, 585	102. 7	93, 033	100. 5	93, 486	100. 5
現在	世帯数	41, 592	104.8	42, 075	101. 2	42, 591	101. 2

※1 令和元年10月1日から5,692円/1,000本 (旧3級品の特例税率廃止)

※3 令和3年10月1日から6,522円/1,000本

#### 11. 入湯税

(1) 年度別調定額調

(単位:人・円)

年度項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
納税義務者数	0	0	0
調定額	0	0	0

<sup>※2</sup> 令和2年10月1日から6,122円/1,000本

### 12. 収納

(1) 令和4年度(決算期) 市税徴収実績調書

令和5年5月末現在

(1	) TP 1	阳 4 年度(沃昇期)	)	真刑音				T7 174	3年3月末	九 生	
			予算現額	調定額	収 入 額	還付未済額	不納欠損額	未収入額	内執行停止額	収入歩合	ì %
1	科	目		税額	税額	税額	税 額	税 額	税 額	税額	前年度
			(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\mathbf{F} = \mathbf{B} - \mathbf{C} + \mathbf{D} - \mathbf{E}$	(G)	H= C/B	同期
		普 通 徴 収	1, 456, 224	1, 634, 410, 830	1, 608, 663, 307	513, 722	0	26, 261, 245	222, 815	98. 4	98. 5
		個 給与特別徵収	5, 779, 191	5, 650, 519, 740	5, 647, 626, 783	1, 114, 921	0	4, 007, 878	0	99. 9	100.0
	市民	人 年金特別徴収		250, 048, 500	250, 412, 615	364, 115	0	0	0	100.1	100.2
	税	計	7, 235, 415	7, 534, 979, 070	7, 506, 702, 705	1, 992, 758	0	30, 269, 123	222, 815	99. 6	99. 7
		法 人	486, 505	481, 496, 700	482, 349, 747	2, 053, 300	0	1, 200, 253	0	100.2	99. 7
		計	7, 721, 920	8, 016, 475, 770	7, 989, 052, 452	4, 046, 058	0	31, 469, 376	222, 815	99. 7	99. 7
	資固	純固定資産税	6, 372, 623	6, 439, 740, 900	6, 429, 183, 687	582, 703	0	11, 139, 916	0	99.8	99.9
現	産	交 納 付 金	75, 363	75, 363, 700	75, 363, 700	0	0	0	0	100.0	100.0
年	税定	計	6, 447, 986	6, 515, 104, 600	6, 504, 547, 387	582, 703	0	11, 139, 916	0	99.8	99.9
	車軽	環境性能割	8, 480	5, 833, 600	5, 833, 600	0	0	0	0	100.0	100.0
課	税動	重 271 日1	77, 376	80, 664, 900	80, 235, 300	25, 000	0	454, 600	32, 300	99. 5	99. 4
税		計	85, 856	86, 498, 500	86, 068, 900	25, 000	0	454, 600	32, 300	99. 5	99. 6
	た	ば こ 税	415, 501	472, 596, 907	472, 596, 907	0	0	0	0	100.0	100.0
分	鉱	産税	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	特別		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	普	通 税 計	14, 671, 263	15, 090, 675, 777	15, 052, 265, 646	4, 653, 761	0	43, 063, 892	255, 115	99. 7	99.8
	入	湯税	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	事	業 所 税	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	都	市 計 画 税	1, 346, 546	1, 346, 871, 200	1, 344, 360, 317	40, 797	0	2, 551, 680	0	99.8	99.9
	目	的 税 計	1, 346, 546	1, 346, 871, 200	1, 344, 360, 317	40, 797	0	2, 551, 680	0	99.8	99.9
	現	丰 課 税 分 計	16, 017, 809	16, 437, 546, 977	16, 396, 625, 963	4, 694, 558	0	45, 615, 572	255, 115	99.8	99.8
	市	個 人	42, 018	66, 795, 600	27, 223, 584	12, 823	2, 984, 489	36, 600, 350	2, 190, 307	40.8	41.3
	民税	法 人	1, 619	5, 178, 150	2, 293, 276	0	283, 900	2, 600, 974	250, 000	44. 3	92.6
		計	43, 637	71, 973, 750	29, 516, 860	12, 823	3, 268, 389	39, 201, 324	2, 440, 307	41.0	61. 1
	固	定 資 産 税	21, 030	33, 776, 034	11, 133, 483	0	145, 860	22, 496, 691	189, 148	33. 0	38. 3
滞	₩ 軽	環境性能割	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	自動	種 別 割	672	1, 208, 812	345, 800	0	137, 178	725, 834	92, 000	28. 6	33. 9
納		計	672	1, 208, 812	345, 800	0	137, 178	725, 834	92, 000	28.6	33. 9
繰	た	ば こ 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-4	鉱	産税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越	特別		0	0	0	0	0	0	0	0	
分	普	通 税 計	65, 339	106, 958, 596	40, 996, 143	12, 823	3, 551, 427	62, 423, 849	2, 721, 455	38. 3	55. 2
	人	湯税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事	業 所 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都	市計画税	4, 496	7, 698, 362	2, 526, 599	0	24, 981	5, 146, 782	34, 993	32. 8	38. 1
	日 /# /	的 税 計	4, 496	7, 698, 362	2, 526, 599	0	24, 981	5, 146, 782	34, 993	32. 8	38. 1
<u> </u>		n 繰 越 分 計	69, 835	114, 656, 958	43, 522, 742	12, 823	3, 576, 408	67, 570, 631	2, 756, 448	38. 0	54. 2
	総	計	16, 087, 644	16, 552, 203, 935	16, 440, 148, 705	4, 707, 381	3, 576, 408	113, 186, 203	3, 011, 563	99. 3	99. 3
<b>=</b>	現	年 課 税 分	1, 497, 552	1, 608, 168, 600	1, 564, 751, 598	3, 663, 600	0	47, 080, 602	257, 500	97. 3	97. 7
国保	滞	納繰越分	41, 668	106, 155, 831	39, 477, 133	58, 900	5, 216, 032	61, 521, 566	3, 932, 424	37. 2	37. 9
税	1115	計	1, 539, 220	1, 714, 324, 431	1, 604, 228, 731	3, 722, 500	5, 216, 032	108, 602, 168	4, 189, 924	93. 6	93. 7
	<u> </u>	国保税を除く税	5,000	6, 902, 097	6, 902, 097	0, 122, 300	0, 210, 032	100, 002, 100	4, 109, 924	100. 0	100. 0
延	滞金	国 保 税	10,000	8, 171, 112	8, 171, 112	0	0	0	0	100. 0	100. 0
		- PN 706	10,000	U, 111, 114		V	U	U	· ·	100.0	100.0

#### ※ 以下-前頁の滞納繰越分を除いた決算内訳

付表1. 市民税現年課税分調定額內訳表

(単位:円)

×	· 分	均等割	所得割又は法人税割	内 分 離 課 税 (退職所得)	<u></u>
	普 通 徴 収	34, 101, 010	1, 600, 309, 820	0	1, 634, 410, 830
個	給与特別徴収	117, 238, 360	5, 533, 281, 380	84, 012, 100	5, 650, 519, 740
人	年金特別徴収	18, 810, 360	231, 238, 140	0	250, 048, 500
	計	170, 149, 730	7, 364, 829, 340	84, 012, 100	7, 534, 979, 070
法	人	206, 926, 900	274, 569, 800	0	481, 496, 700

付表 2. 固定資産税現年課税分調定額內訳表 (単位:円)

Þ	区 分	課税標準額又は算定標準額	算定調定額
純	土地	222, 340, 692, 653	3, 087, 760, 800
	家屋	205, 604, 881, 252	2, 736, 038, 400
固定資産	償却資産	44, 001, 873, 133	615, 941, 700
税	計	471, 947, 447, 038	6, 439, 740, 900
交	納付金	5, 383, 133, 000	75, 363, 700
都市	土 地	297, 777, 857, 682	797, 657, 200
計画	家 屋	204, 963, 131, 152	549, 214, 000
税	計	502, 740, 988, 834	1, 346, 871, 200

付表3. 標準税率超過課税調定額調 (単位:円)

   	分	超 過 課 税 調 定 額					
		現年課税分	滞納繰越分	計			
市民税	個人均等割	0	0	0			
	法人均等割	0	0	0			
	法 人 税 割	49, 877, 152	0	49, 877, 152			
	固定資産税	0	0	0			

# (2) 市税収入状況の推移

(単位:円・%)

区	分	調定額	収入 率	収入額	還 付 未済額	純収入額	純収 入率	不 納 欠損額	収 入 未済額
2 年度	現年課税分	15, 861, 762, 939	99.4	15, 759, 580, 671	3, 988, 704	15, 755, 591, 967	99. 3	8, 068	106, 162, 904
	滞納繰越分	135, 999, 950	37. 0	50, 293, 982	216, 955	50, 077, 027	36.8	12, 681, 415	73, 241, 508
	計	15, 997, 762, 889	98.8	15, 809, 874, 653	4, 205, 659	15, 805, 668, 994	98.8	12, 689, 483	179, 404, 412
3 年度	現年課税分	15, 903, 062, 333	99.8	15, 866, 247, 705	5, 334, 692	15, 860, 913, 013	99. 7	16, 104	42, 133, 216
	滞納繰越分	177, 762, 951	54. 2	96, 409, 400	107, 651	96, 301, 749	54. 2	4, 503, 004	76, 958, 198
	計	16, 080, 825, 284	99. 3	15, 962, 657, 105	5, 442, 343	15, 957, 214, 762	99. 2	4, 519, 108	119, 091, 414
4 年度	現年課税分	16, 437, 546, 977	99.8	16, 396, 625, 963	4, 694, 558	16, 391, 931, 405	99. 7	0	45, 615, 572
	滞納繰越分	114, 656, 958	38. 0	43, 522, 742	12, 823	43, 509, 919	37. 9	3, 576, 408	67, 570, 631
	計	16, 552, 203, 935	99. 3	16, 440, 148, 705	4, 707, 381	16, 435, 441, 324	99. 3	3, 576, 408	113, 186, 203

#### 令和5年度版

市 税 概 要

(固定資産概要調書含)

令和5年11月発行

編 集 稲城市市民部課税課

稲城市東長沼2111番地

電話042 (378) 2111